

## 07 人勸 初任給中心に8年ぶりの俸給表改善 民間給与との較差は0.35%、1352円 一時金は0.05月引き上げ、扶養手当500円増 平均勤務時間は民間より16分多いが、時短勧告は先送り

人事院は8月8日、政府と国会に対し、一般職国家公務員の給与改定などについて勧告及び報告を行いました。高教組は次の書記長談話を発表しました。

### 2007年人事院勧告について（談話）

2007年8月9日

兵庫県高等学校教職員組合書記長 永井 章夫

1. 人事院は8日、一般職国家公務員の給与改定などについて勧告および報告を国会と内閣に對して行いました。  
勧告内容は官民較差が0.35%、1352円であるとして、初任給を中心とした若年層の俸給月額改善、一時金の0.05月改善、子等の扶養手当の500円引上げ、地域手当の改定（一部は07年4月遡及）、公務員制度改革にかかわる「専門スタッフ職俸給表」の2008年度新設などです。俸給表の改善は実に8年ぶりのことです。報告では、公務員制度全般の検討がすすめられている状況等をふまえた新たな人事評価制度の導入などに対する人事院の基本的な認識、超過勤務の縮減対策などについて言及しています。
2. 私たちはこの間、全教・兵庫公務共闘に結集し、公務員賃金水準の改善、若年層賃金の大幅引き上げ、非常勤職員の賃金・労働条件改善、勤務時間縮減、比較企業を100人以上の規模に復元すること、を要求し、県人事委員会、人事院近畿事務局への要請、さらに中央行動に積極的に参加してきました。そして人事院向け要求署名1887筆（昨年より400筆増）を提出するなど取り組みを強化してきました。
3. 俸給表の改善が一部にとどまったのは、昨年強行された比較対象企業規模「100人以上」から「50人以上」への引き下げの影響により人為的につくられたものであり、納得できるものではありません。また一時金の増は評価できますが、これを勤勉手当に配分し、成績主義を強化しようとしていることは許されません。さらに民間企業における4年間の平均所定労働時間が1日7時間44分となっているにもかかわらず、所定勤務時間の短縮については来年の勧告に先送りするという不当なものです。
4. 超過勤務の縮減対策では「不払い残業」の存在を公式に認め、計画的な在庁時間の削減に向けた目標設定や予算確保も含めた検討に言及したことは一歩前進です。文科省による「教員勤務実態調査」によっても明らかとなった教職員の超過勤務を解消することが緊急の課題です。
5. 非常勤職員の処遇について「実態にみあった適切な給与が支給されるよう、必要な方策について検討をすすめる」との指摘を初めて行ったことは評価できますが、具体的な施策のうちだしには至っていません。学校現場で増え続けている臨時・非常勤教職員の過酷な勤務条件の改善が重要な課題です。
6. 国立学校の独立行政法人化により、一部を除き、教育職給料表を人事院が勧告しなくなったため、全人連（全国の都道府県人事委員会で組織）は9月上旬に各都道府県人事委員会の給料表改定の参考となる「教員モデル給料表」（従来の4級構成）を提示する予定です。文科省は、学校教育法による新たな職（副校長、主幹教諭、指導教諭）と級の開設・教職調整額の差別支給・評価結果の査定昇給へのリンクといった「メリハリ」を導入しようとしています。それをうけて、全人連は、新たな職に対応するモデル給料表を08年4月導入に間に合うように提示する予定としています。教職員への差別持ち込みをさらに進めていくことを私たちは絶対に許すことはできません。
7. さきの参議院選挙では、安倍政権がすすめてきた戦争する国づくりと格差と貧困の拡大政策に対し国民ははっきりとノーの声をあげました。私たちはこの力に確信を持ち、憲法と教育、国民のいのちと暮らしを守る取り組みと、教職員の生活と権利を守る取り組みを結合し、教職員の賃金水準の確保と差別賃金導入反対の闘いを進めていきます。そして当面、県人事委員会に対して教職員の生活改善と超過勤務の解消、臨時教職員の待遇改善につながる勧告を行うよう求めていくものです。

